



# 鳥取県公報

令和4年5月9日（月）  
号外第37号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 公 告	狩猟免許試験の実施（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和4年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

## 2 実施期日等

実施期日	時間	場所
令和4年7月9日（土）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市末広町294 米子コンベンションセンター第7会議室ほか
令和4年7月31日（日）	〃	鳥取会場（1回目） 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
令和4年8月28日（日）	午前10時から午後5時30分まで	倉吉会場（1回目） 倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム3ほか
令和4年9月10日（土）	午前9時30分から午後5時まで	鳥取会場（2回目） 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
令和4年12月4日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験となる場合がある。

## 3 試験

### (1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、判別及び架設、距離の目測並びに鳥獣の判別）

### (2) 時間

6時間30分

## 4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申込みはやむを得ない場合に限る。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用）

## 5 申込受付期間

令和4年5月9日（月）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるもの限り受け付ける。

- (1) 米子会場 令和4年6月24日(金)
- (2) 鳥取会場（1回目） 令和4年7月15日(金)
- (3) 倉吉会場（1回目） 令和4年8月12日(金)
- (4) 鳥取会場（2回目） 令和4年8月26日(金)
- (5) 倉吉会場（2回目） 令和4年11月18日(金)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
  - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
  - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
  - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
  - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

7 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により狩猟免許試験を中止し、又は延期する場合は、その旨公告する。

また、試験会場を変更する場合もその旨公告し、併せて鳥取県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>) に変更事項を掲載する。

- (2) 詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9628

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和4年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 適性試験の実施期日等

- (1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及	令和4年7月21日（木）	午前9時から 午後0時30分 まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室

び八頭郡			
鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡	令和4年8月21日（日）	午前10時から 午後4時30分 まで	鳥取市布勢146-1 鳥取県民体育館第1研修室ほか
倉吉市及び東伯郡	令和4年7月29日（金）	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
米子市、境港市及び西伯郡	令和4年7月24日（日）	午前10時から 正午まで	米子市末広町294 米子コンベンションセンター 第7会議室
日野郡	令和4年8月30日（火）	午前10時30分 から午前11時 30分まで	日野郡日南町霞785 日南町総合文化センター多目的ホール

なお、該当する会場により難い者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適性試験を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
令和4年9月14日（水）	午前9時30分 から午前11時 まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎第22会議室ほか

### 3 講習

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、別途配布する講習資料により自宅学習することをもって鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習を受講したものとみなす。

### 4 適性試験

狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

### 5 申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、8に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申込みはやむを得ない場合に限る。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用。郵送により申請する者のみ。）

### 6 申込受付期間

令和4年5月17日（火）から次に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (1) 鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡  
令和4年7月11日（月）
- (2) 鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに  
鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡 令和4年8月8日（月）
- (3) 倉吉市及び東伯郡 令和4年7月19日（火）
- (4) 米子市、境港市及び西伯郡 令和4年7月12日（火）
- (5) 日野郡 令和4年8月19日（金）

また、2の(2)の会場については、令和4年5月17日（火）から同年9月6日（火）までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

#### 8 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により適性試験及び講習の方法等を変更する場合は、鳥取県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>) に変更事項を掲載する。
- (2) 詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9628